

事業主及び労働保険事務組合、社会保険労務士の皆様へ

ハローワークでは各種手続のオンライン化・業務効率化を図るため **FAX手続の廃止に向けた取り組み** を進めています。

政府では、行政手続にかかる事業主の皆さまの作業時間（行政手続コスト）を削減するため、電子申請をはじめ各種手続のオンライン化を図っています。電子申請等の利便性の向上に向けたこれまでの取組を一層すすめるために、各種手続におけるFAXの利用廃止に向けた取組を行うこととしました。

そのため、これまでFAXにおいて提出していただいていた資料等については、順次電子メールでの提出へ変更を行っていきます。

ハローワークをご利用いただいている事業主及び労働保険事務組合、社会保険労務士の皆様方におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、メールを送受信する環境がない等電子メールが利用ができない事情がある場合につきましては、担当者までご相談ください。

電子メールを送信される場合は以下のアドレスに送信ください。

ハローワーク津 雇用保険課適用係 メールアドレス

「tsu-tekiyou@mhlw.go.jp」

ハローワークで扱う情報の多くは皆さまの大切な個人情報になります。

メール送信前に再度メールアドレスに間違いがないか確認のうえ送信いただきますようお願いいたします。

★メールを送信される際のお願い

- 不審なメールアドレスからの送付と区別するために、件名欄に事業所名、手続名等送付する内容を必ず記載してください。

<記載例>

(株) ●● 「離職証明書 賃金台帳」

(有) ●● 「育休申請 出勤簿」

- 添付ファイル等に個人情報が含まれる場合は、必ずパスワードを設定して下さい。パスワードについては、別途上記メールアドレスあてにお知らせ下さい。

- 添付できる電子データの容量は約10MBとなります。

容量制限を超えるメールは送受信できません。お手数ですが容量を小さくしてから送信してください。

※マイナンバーやマイナンバーが記載された確認書類は、電子メールでの提出はできません。事故防止のため、追跡可能な郵便等での提出をお願いします。

問い合わせ先 ハローワーク津 雇用保険課適用係
〒514-8521 三重県津市島崎町327-1
電話番号 059-228-9161 (部門コード21#)

 厚生労働省

三重労働局

ハローワーク津